

千葉県教育委員会会議議事録

令和2年度第5回会議（定例会）

1 期 日 令和2年8月19日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午後 0時01分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏
委員 井出 元
佐藤 眞理
岡本 毅
貞廣 齋子
花岡 伸和

3 出席職員

教 育 次 長	吉野美砂子
企画管理部	
企 画 管 理 部 長	藤谷 誠
企 画 管 理 部 次 長	長谷川 聡
教 育 総 務 課 長	浅尾 智康
教 育 政 策 課 長	中西 健
企 画 管 理 部 副 参 事 兼	
教 育 政 策 課 高 校 改 革 推 進 室 長	篠木 賢正
財 務 課 長	榊田 善啓
教 育 施 設 課 長	西原 正男
教育振興部	
教 育 振 興 部 長	中村 敏行
学 校 危 機 管 理 監	望月 賢二
教 育 振 興 部 次 長	萬谷 至康
生 涯 学 習 課 長	大森けい子
学 習 指 導 課 長	佐藤 晴光
特 別 支 援 教 育 課 長	青木 隆一
教 職 員 課 長	酒井 昌史

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長	秋山 祥子
同 副主査	滝原 裕之
教育政策課主幹兼教育広報室長	金井 一喜
同 高校改革推進室主幹	鈴木 栄治
同 副主幹	金田 幸夫
財 務 課 副 課 長	原田 孝明
同 副主査	黄島 裕之
同 主 事	加瀬 貴廣
教 育 施 設 課 副 課 長	門田 徳征
同 施設・管理班長	森 祐司
同 施設・管理班主事	鈴木 紀大

教育振興部

生涯学習課副課長	藤田 豊
同 主幹兼社会教育振興室長	鉄井 修一
学習指導課主幹兼義務教育指導室長	鶴岡 利明
同 主席指導主事	石川 康浩
同 指導主事	渡邊 涼二
特別支援教育課主幹兼教育課程指導室長	松田 厚
同 指導主事	高梨美佐子
教職員課主幹兼人事室長	和久 純
同 管理主事兼小中学校班長	金親 秀樹

事務局

企画管理部教育総務課	
主幹兼委員会室長	渡邊 尚久
同 副主幹	山口 聖剛
同 副主査	稲田 敏志
同 副主査	宮野 勝典

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 井出 元 教育長職務代理者

6 令和2年度第4回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第22号議案から第27号議案の議案6件と第3号報告及び第4号報告の報告議案2件、報告1の報告1件である。第25号議案から第27号議案及び第4号報告は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、非公開により審議する。

第23号議案及び第24号議案について確認する。4月15日に行われた第1回千葉県教育委員会会議において、令和2年度における教科用図書採択に関する会議の進め方に係る基本的な考え方について審議し、「採択する際の教育委員会会議は原則公開とする。」ことが決定されたので、今回の県立中学校教科書採択については公開で審議する。

8 審議事項

第22号議案 令和3年度千葉県県立高等学校第1学年生徒募集定員について

【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

議案資料1-1ページを御覧いただきたい。1の中学校卒業予定者について、令和3年3月の千葉県内における国公立私立中学校卒業予定者数は約5万1千370人で、前年と比較して約2千50人の減となる見込みである。2の進学予定者について、令和3年3月の県内国公立私立中学校卒業予定者の高等学校等への進学率は、98.9%程度になるものと推測され、進学予定者数は、5万805人と見込んでいる。3の募集定員について、進学予定者数5万805人から、県内私立高等学校、県内市立高等学校及び県外高等学校への進学見込み者数等を除き、県立高等学校全日制の課程は2万8千880人とした。また、定時制の課程、通信制の課程及び専攻科については変更はない。全日制の詳細は、4の県立高等学校全日制の課程の内訳及び5の県立高等学校の統合校の内訳を御覧いただきたい。入学者選抜における志願倍率の推移や学校の状況等を考慮し36学級の減を行う。5の統合校は、令和3年4月より君津高校と上総高校が統合して新たに君津高校となる。この校名は先の6月議会において決定しており、普通科6学級、園芸科1学級でのスタートとなる。6は定時制の課程、7は通信制の課程、8は専攻科となる。参考として、市立高校の募集定員を記載した。

【貞廣委員】

今年の2,000人減は一時的なものと思われるが、来年は増やす予定か。

【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

来年の中学校卒業予定者数は1,500人ほど増える見込みであり、学級増になることが予測される。募集定員は、中学校卒業者に応じて設定しており、今後とも適切な定員設定をしていく。

【貞廣委員】

中卒者数の2,000人減を受けて、私立学校にも学級減をお願いすることはあるのか。

【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

募集定員については、公立学校と私立学校が協議する公私協の場で、高校進学者数を確認し、全体の募集定員について協議している。今後も高校進学を希望する全ての中学生が高校に収容できる適切な定員を設定していきたい。

【貞廣委員】

今後の募集定員について、私立学校の経営を圧迫しない程度に、公立高校を希望する生徒が公立高校に入れる定員枠の設定をお願いしたい。

【澤川教育長】

今後も生徒数減は避けられないことである。生徒減が続く中で学級減だけでは活力が失われ、魅力ある進学先にはなりづらい。募集定員を減らしながらも各学校を魅力化していくことが課題である。そちらの方は次期プランの中でも検討していかなくてはならないことである。

【澤川教育長】

第22号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第22号議案は、原案どおり可決する。

第23号議案 令和3年度使用千葉県立千葉中学校教科書の採択について
第24号議案 令和3年度使用千葉県立東葛飾中学校教科書の採択について

【澤川教育長】

審議に先立ち、本議案についてあらかじめ確認する。この後、学習指導課長から種目ごとにそれぞれの学校について採択する案の説明後、5ページ及び7ページにある各学校の一覧にまとめた議案について、学校ごとに検討をしていきたい。それでは、第23号議案と第24号議案について学習指導課長から一括して説明をお願いする。

【学習指導課長】

議案資料4-1ページを御覧いただきたい。本議案は、「千葉県教育委員会行政組織規則」第5条第17号の規定に基づき、令和3年度に県立中学校で使用する教科書を採択しようとするものである。また、関係法令の規定により、県立中学校で使用する教科書については「あらかじめ選定審議会の意見を聞いて」行うこと、また、「高等学校における教育と一貫した教育を施す」公立中学校については「学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする」とされている。4-2ページにある「令和3年度使用県立中学校教科用図書の採択に関する基本的な考え方」を御覧いただきたい。この「基本的な考え方」は本年5月の教育委員会会議において、県立中学校の教科書採択における基本方針として議決されたものである。教科書の選定は2の(3)「調査研究の観点」に基づき実施された教科書の調査研究の結果を踏まえて行われたが、この調査研究の観点における①から④については、4-3ページから掲載している「第3期千葉県教育振興基本計画」の「施策1 人生を主体的に切り拓くための学びの確立」、「施策2 道徳性を高める心の教育の推進」、「施策3 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進」及び4-4ページ掲載の「施策10 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成」にそれぞれ対応した内容となっている。⑤については、各学校ごとに教科書を採択することから、4-5ページに掲載してある「県立中学校の教育方針及び学校教育目標」を踏まえた観点となっている。千葉中学校と東葛飾中学校は県立中学校の教育方針に基づき、それぞれの学校において教育目標を掲げている。各学校の教育目標で学習指導等に関する視点から、千葉中学校は「不断に学び続ける自主性」や「幅広く深い教養の育成」等を、東葛飾中学校は「基礎基本をしっかりと身に付け」ることに加え、「自ら考え問題解決できる資質や能力の育成」等を目指している。教科書の採択に当たっては、この点の違いを考慮して、それぞれの学校によりふさわしい教科書を採択したいと考えている。

議案資料4-6ページ「令和2年度教科書採択の流れ」を御覧いただきたい。先ほどの「基本的な考え方」を踏まえ、①'にあるように5月の第2回選定審議会に諮問し、②'のように選定審議会の下部組織である専門調査員会Ⅱにおいて、教科書として重要となる観点を設定の上、教科書の調査研究が行われ、③'のとおりその結果が8月の第3回選定審議会にて報告され、選定審議会での審議を経て、④'で選定審議委員の推薦意見が一致した1者を付した「選定理由書」が答申された。本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第2項の規定により選定審議会の答申を踏まえ採択案としたものである。法令に基づき学校ごとに採択するため、「選定理由書」は調査研究を別々に行い、別冊1及び2として、学校ごとに作成されている。別冊1は千葉中学校の選定理由書、別冊2は東葛飾中学校の選定理由書である。また、別冊3の「調査研究資料」は選定理由書(案)を作成する際に専門調査員会で作成し、調査研究の基礎資料となったものである。各教科の専門調査員会が重要となる観点としたものは、表左端にある「まる数字」の枠が二重線となっている。また、表中の星印はそれぞれの観点に対するコラムや特設ページ等の記載量について、星印の数で表している。別冊3については適時、参照していただきたい。なお、別冊1、別冊2の「選定理由書」及び別冊3の「調査研究資料」の観点は、議案資料4-2ページの基本的な考え方の2(3)調査研究の観点①から⑤と一致している。

それでは、国語から説明する。種目国語については、別冊1及び2の学校ごとの「選定理由書」について、千葉中学校は3ページの「光村図書」、東葛飾中学校は2ページの「教育出版」を御覧いただきたい。千葉中学校については、単元の教材間の目標や活動を関連づけたり、学

習活動が深まるように構成が工夫されていたりすること、自主性、幅広く深い教養につながる発展的な読書教材、揺るぎない学力の定着につながる読書教材が充実していることから、「光村図書」が最もふさわしいと考える。一方、東葛飾中学校については、学習の流れや課題を追究する方法を明確に示すことで主体的に学習に取り組めるよう工夫されていること、他教科で活用できる教材、家庭学習、発展学習へとつながる補充教材や補助教材が充実していることから、「教育出版」が最もふさわしいと考える。

書写について説明する。千葉中学校、東葛飾中学校ともに、「選定理由書」4ページの「教育出版」を御覧いただきたい。学習の過程が具体的に示され、主体的な学習につながる構成になっていること、書写での学びを様々な学習や実生活に役立てられるように配慮されていること、学校生活や学校行事と連動させやすい教材や文字全般に対する関心を高める教材が設定され知識と教養を深められることから、千葉中学校、東葛飾中学校ともに「教育出版」が最もふさわしいと考える。

次に、社会の地理、歴史、公民、地図の4種目について説明する。地理について、千葉中学校、東葛飾中学校ともに6ページの「東京書籍」を御覧いただきたい。「探究課題」では「問い」を軸とした課題解決的な学習を通して、幅広く深い教養を身につけられるような構成になっていること、現代的な課題を含めた発展的な学習を促すコーナーを設けていたり、知識・概念や技能の定着が図られるように構成されていたりすることから、千葉中学校、東葛飾中学校ともに「東京書籍」が最もふさわしいと考える。

歴史について、千葉中学校、東葛飾中学校ともに9ページの「育鵬社」を御覧いただきたい。主体的・対話的で深い学びを実現するために、見開き毎に学習課題や振り返りのコーナーが示され、問題解決型学習の教材配列を行うなど構成が工夫されていること、文化史に十分な紙面を割くとともに、外国人の視点も紹介して多角的に我が国の伝統や文化を理解できるよう配慮されていること、また、充実した写真や地図などの資料等を基に話し合う場面を設け、他者と協働しながら学習を深められるよう構成されていること等から、総合的に勘案すると、千葉中学校、東葛飾中学校ともに「育鵬社」が最もふさわしいと考える。

公民について、千葉中学校、東葛飾中学校ともに12ページの「育鵬社」を御覧いただきたい。学習内容の理解へと導く過程を紙面に配置することで、生徒が主体的に学習できるよう工夫されていること、日本文化の素晴らしさとその継承や創造を取り上げるとともに、国境を越えた文化の交流と多様性を紹介し、他国を尊重する態度を育てること、個人や班で取り組めるコーナーが設けられ、他者と協働して深い学びができるように工夫されていることから、千葉中学校、東葛飾中学校ともに「育鵬社」が最もふさわしいと考える。

地図について、千葉中学校、東葛飾中学校ともに13ページの「帝国書院」を御覧いただきたい。「帝国書院」は地理的な見方・考え方により主体的に学べるよう探究課題のコーナーが随所に設けられていたり、テーマ別に資料が用意され比較することで特色が理解できるように工夫されていることから、千葉中学校、東葛飾中学校ともに総合的に優れている「帝国書院」が最もふさわしいと考える。

数学について説明する。千葉中学校は15ページの「数研出版」、東葛飾中学校も15ページの「啓林館」を御覧いただきたい。千葉中学校については、各章の導入時や章末で主体的な学びとなるよう構成されていること、千葉中学校が求める「発展的な学習」が充実していることや単元末の教材は「探究につながるような学習」が充実していることから「数研出版」が最もふさわしいと考える。東葛飾中学校については、教科等横断的な視点の学習が適切に位置づけられ、主体的な学びとなるよう配慮されていること、章末には、段階的に基礎・基本の定着ができるよう工夫されていることから「啓林館」が最もふさわしいと考える。

理科について説明する。千葉中学校、東葛飾中学校ともに18ページの「啓林館」を御覧いただきたい。主要な実験の他に体験的な理解を補完する実験が紹介されており、生徒の主体的な活動を促すとともに、学習内容と日常との関連づけがされており、学びの深まりが図られていること、小・中・高等学校の学習内容の系統性が意識されていることから、千葉中学校、東葛飾中学校ともに「啓林館」が最もふさわしいと考える。なお、千葉中学校は現在使用している教科書からの採択替えとなる。

音楽について説明する。種目音楽一般については、千葉中学校、東葛飾中学校ともに19ページの「教育芸術社」を御覧いただきたい。音楽一般について、「教育芸術社」は、対話的な

学びにつながる具体的な活動例が示され、身に付けたものを補充発展させる教材が多いことから、千葉中学校、東葛飾中学校ともに「教育芸術社」が最もふさわしいと考える。

種目器楽合奏については、千葉中学校、東葛飾中学校ともに20ページの「教育芸術社」を御覧いただきたい。学びを深めるアンサンブル教材が多く取り上げられていること、基礎的な奏法を身に付けられるよう学習手順が分かりやすく示されていることから、千葉中学校、東葛飾中学校ともに「教育芸術社」が最もふさわしいと考える。

美術について説明する。千葉中学校、東葛飾中学校ともに21ページの「日本文教出版」を御覧いただきたい。生徒の発達の段階に合わせた題材が選択できるとともに、学習者が活動をイメージしやすい構成になっていること、巻末の資料や原寸大図版が充実していることから、千葉中学校、東葛飾中学校ともに「日本文教出版」が最もふさわしいと考える。

保健体育について説明する。千葉中学校、東葛飾中学校ともに22ページの「東京書籍」を御覧いただきたい。「生活習慣病」や「健康の保持増進」などについて発展的な学習に資するような題材や資料が充実しており、効果的に扱われていること、各章の初めに道徳科の内容項目が示され道徳教育との関連場面を随所に掲載していることから、千葉中学校、東葛飾中学校ともに「東京書籍」が最もふさわしいと考える。なお、東葛飾中学校は現在使用教科書からの採択替えになる。

技術・家庭について説明する。技術分野については、千葉中学校、東葛飾中学校ともに24ページの「開隆堂」を御覧いただきたい。技術分野について、「開隆堂」は体験的な活動や問題解決的な学習が充実していること及び各学校の学校教育目標をもとにした教育課程の実施への適合性が高いことから、千葉中学校、東葛飾中学校ともに「開隆堂」が最もふさわしいと考える。

続けて、家庭分野について、千葉中学校、東葛飾中学校ともに、25ページの「開隆堂」を御覧いただきたい。「開隆堂」は、体験的な活動や問題解決的な学習が充実していること及び各学校の学校教育目標をもとにした教育課程の実施への適合性が高いことから、千葉中学校、東葛飾中学校ともに「開隆堂」が最もふさわしいと考える。

外国語について説明する。千葉中学校は27ページの「光村図書」、東葛飾中学校は26ページの「三省堂」を御覧いただきたい。千葉中学校については、国際理解や国際貢献を扱う教材が一番多く、世界への視野を広げてグローバルな見方・考え方を育めるような内容となっていること、取り扱っている語彙の数が最も多く、学んだ知識を自分の生活や実社会の問題、他教科の学習等と結び付け、深い学びを実現する内容となっていることから「光村図書」が最もふさわしいと考える。東葛飾中学校については、目的や場面・状況に応じて読み取る力や即興で伝え合う力、自らの考えを話し・書く力を養う活動が工夫されていること、語彙の習得、読解力の育成、即興性のある会話への移行など段階的に配置されており、自立した学習者を育成するよう配慮されていること、そして、国際理解教育に関連して国際貢献を取り扱う内容が多いことから「三省堂」が最もふさわしいと考える。

最後に、特別の教科道徳について説明する。千葉中学校、東葛飾中学校ともに29ページの「日本文教出版」を御覧いただきたい。議論のステップを示すことで、学習が効果的に進められるように構成されていること、いじめ防止に関する教材や防災や安全教育に関する教材が非常に充実していること、郷土の身近な教材から世界規模の教材まで、各学年にバランスよく配置されていることから「日本文教出版」が最もふさわしいと考える。

以上を踏まえて、今回採択する16種目の教科書について、中学校ごとに御審議いただきたい。議案5ページの第23号議案は国語から道徳の千葉中学校教科書(案)になり、議案7ページの第24号議案が東葛飾中学校教科書(案)となる。

【貞廣委員】

専門調査員会で選定理由書を作成するに当たって作成した調査研究資料が判断の大きな根拠になっているという印象がある。これが専門性に裏付けられ、中立性をもって、妥当で納得できるような星の付け方になっているか分かるものがあれば示して欲しい。例えば、人選の透明性等であるとか、どういう専門性をもっているかという点である。

【学習指導課長】

専門調査員会の構成メンバーは県立中学校の採択に係る調査研究について、専門的な知見を有する市町村立学校の校長や教頭、あるいは県の教育事務所の指導主事や教育施設の研究指導主事、県立中学校及びその併設の県立高等学校の教員である。調査研究資料の星の付け方については、別冊3の調査研究資料の1ページに星についての説明が記載されている。星の数が多いと、その観点における調査項目が多いということである。

【岡本委員】

よく調べられている。事前に定量的・定性的な観点を入れてほしいと要望したが、実際に調査研究資料を参考に教科書を読んでみると、難しい作業であると感じた。千葉中学校の保健体育が「学研教育みらい」ではなく、定量的な観点から外れる「東京書籍」になった決め手は何か。教科書を教えるのではなく、教科書を使って教えることをお願いしたい。

【学習指導課長】

別冊3の13ページを見ると、御指摘のとおり千葉中学校の⑤については、「学研教育みらい」に星が5つ入っている。保健体育で重点の観点とされている②・③・⑤を比較するとき、教科書というのはバランスも大事なので「東京書籍」となった。

【花岡委員】

膨大な資料がよくまとめられている。調査研究資料と教科書を見ていくと、着目したところを中立な立場で点数を付けられていると感じる。いろいろな教科書があるので、パーフェクトな教科書は存在しないという前提であるが、その中でも各学校の教育目標や方針に照らし合わせて選んである。教科書は教科書であるので、それをプレゼンテーションする教師の能力が大切であり、生徒が自分事として咀嚼していけるような授業を展開するよう望む。

【貞廣委員】

膨大な資料をつくってもらった。調査研究資料を見ながら教科書を見た。それぞれの教科書の特性を「見える化」してもらい、わかりやすい資料となっている。中立性をもって適正な判断が行われているかということを確認するために、あらかじめ選定審議会の議事録を見たが、特定の教科書や観点を掘り下げる議論というのではなく、専門調査員会から報告のあった選定理由書及び調査研究資料をもとに推薦をどうするかという議論であった。そうであると、専門調査員の役割が選定プロセスの中で大きい役割を果たしている。専門性のある方が集まって、判断・評価をしているから当然のことであるが、調査のプロセスの透明性の確保が大事であると感じる。現時点で十分か判断できるだけの情報をもたないが、今後も意識してもらいたい。そうすれば、我々にとっても最終的に選定審議会から上がってきたものが妥当なものだと納得できる。納得できないことがあるなら、その資料に基づいて再検討するということもできる。教科書は教育現場で重要なもので、子供の学びの継続・定着は教科書だけでは不十分である。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一人で学習できるような工夫があるか見たが、相当な工夫があるように感じた。しかし、もともと一人で学びに向かっている子はいいが、そうでない子は難しい。ユネスコの世界的な調査で、休校中に低所得層の子供たちの4割ぐらいが教育を受けていないということである。平時でも休校時でも、先生が学びの継続に教科書をコアにして適切に関わっていけるかが重要である。

【佐藤委員】

審議会からの推薦案を元にして教科書を見てきた。事前に送付してもらった教科書には付箋が多く入っていて、しっかりと調査されていることを実感した。新型コロナウイルス感染症による医療や社会、経済の困難に立ち向かうには、歴史や公民で学ぶ内容は役立つ。あるいは、視野が広がり、子供たちの現在、また大人になっても大きな力になる。千葉中の資料にある歴史の「育鵬社」を詳しく見た。調査研究資料にある他の発行者も見ると公正ではある。「育鵬社」は問題解決型で人権や平和の尊重、文化、古代から近代における日本人の見方などについて構成されていて評価が高い。こうした点を通して、幅広い教養を身に付けられる。また、生

徒が見やすい構成になっており歴史に親しみやすい。一方で、千葉中の高い知性、豊かな人間性、高い志からすると、各時代の学習の見通しや動機付けがしやすい構成、資料が豊富であることから、「帝国書院」も魅力がある。選定審議委員も迷ったと思うが、「帝国書院」も薦められる。公民については、調査研究資料の調査項目については共通のものがある。人格尊重や共生社会、差別問題がよく取り上げられている。また、日本の文化・伝統についても同様である。分かりやすく他者と協働して、学習できるよう工夫されている。一方、千葉中学校の教育目標を考慮して、他の教科書にも目を向けると、調査研究資料でも丁寧な説明があったり、幅広く教養を身に付けられたりという評価のある「東京書籍」も星を取っていて、ふさわしいと考える。東葛飾中学校も歴史・公民も「育鵬社」について推薦されているが、千葉中学校と同様に教育目標に照らし合わせると、歴史では「帝国書院」が、公民では「東京書籍」がふさわしいと考える。先生方の技量が優れている方もいれば、そうでない方もいるので、丁寧に教科書選定する必要があり、教科書は筋の通っているものが多い。

【井出教育長職務代理人】

ここまで調査を進められた専門調査員に敬意を表す。別冊の選定理由書を作成するに当たり、全ての教科書が推薦されている。選定理由書と調査研究資料を2つ併せて選定審議員が検討し、その上で、総合的に判断したことの重みを尊重したい。私も文系の教科書を読んだが、全ての教科書に一長一短がある。可能であれば、部分的に使いたいくらいであるが、その判断は教員が行うものである。完璧な教科書はあり得ないので、それを使う先生方の研修が重要である。偏ることがなく、全体的なバランスがよいというのは極めて主観的であると言われることもあるが、どのような見識やキャリアに基づくのかということが大切である。それは好き嫌いで選ぶということではない。私は今回の提案を尊重したい。

【澤川教育長】

教科書は昔よりはるかに工夫されている。紙がよくなった、カラフルになったということではなく、以前は教科書を覚えることが中心だったが、今はいろいろなところにコラムがあり、調べたり、話し合ったりするものが多い。こういった学びが全ての教科書でなされているように思う。他の委員からもあったが、それぞれの教科書に特徴があるが、県立中学校の教育方針にも、千葉県の方針にも合致するもののマッチングが選定の作業だと思う。両校とも次代のリーダー育成を掲げているので、問題解決型の学習や対話的な学習という形で教科書を使いこなしてほしい。

【澤川教育長】

それでは今回の表決方法を諮る。表決の方法については、千葉県教育委員会会議規則第25条において、「挙手」、「記名投票」及び「無記名投票」とする、とある。教科書採択は外部からの働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われることが求められていることを踏まえ、今回は無記名投票で行いたいと考えるが、よろしいか。

【井出教育長職務代理人・委員】

よい。

【澤川教育長】

第23号議案及び第24号議案については無記名投票によって表決を行うこととする。

次に、投票結果の取扱いについて諮る。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項において、「教育委員会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる」とされている。なお、投票の結果、可決できなかった場合は、改めて協議することとしたいと思うが、よろしいか。

【井出教育長職務代理人・委員】

よい。

【澤川教育長】

投票結果の取扱いについては、提案したとおりとする。

投票の点検については、千葉県教育委員会会議規則第26条第3項に基づき、投票の点検の立会人を指名する。立会人は、井出教育長職務代理者をお願いしたいが、よろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

立会人は井出教育長職務代理者をお願いする。

投票箱の確認を行う。立会人の井出委員、よろしく願います。

<井出教育長職務代理者 投票箱確認>

【澤川教育長】

それでは投票に入る。投票用紙を配付する。

<事務局 投票用紙配付>

【澤川教育長】

記入方法を説明する。ただいま投票用紙を2枚配付した。第23号議案、千葉県立千葉中学校の投票用紙は白色、第24号議案、千葉県立東葛飾中学校の投票用紙は、ピンク色である。選定審議会から推薦のあった原案に賛成する場合には、投票用紙の投票欄に○を、原案に異議がある場合には、投票欄に×をつけるとともに、右側に適すると考える「教科名」及び「教科書の発行者名」を記載いただきたい。記載方法については、よろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

投票用紙に記入をお願いする。

<各委員 投票用紙記入>

【澤川教育長】

記入した投票用紙を重ね、2つ折りにして投票箱に投票していただく。

<各委員 投票箱に投票>

【澤川教育長】

それでは集計に入る。立会人の井出委員は事務局席へ願います。集計結果が出るまで、しばらくお待ちいただく。

<事務局 集計>

【澤川教育長】

投票結果について発表する。結果は次のとおりである。千葉県立千葉中学校、賛成5票、異議1票。千葉県立東葛飾中学校、賛成5票、異議1票。この結果から、千葉県立千葉中学校については、原案の賛成が過半数を超え、千葉県立東葛飾中学校についても、原案の賛成が過半数を超えた。よって、第23号議案は投票の結果、原案どおり可決する。第24号議案につい

でも投票の結果、原案どおり可決する。

第3号報告 市町村立中学校長の人事について

【教職員課長】

議案8ページを御覧いただきたい。本件は習志野市立第四中学校長であった小出健司が、令和2年7月18日に病気により死亡したため、その後任者として葛南教育事務所管理課管理主事、戸丸量博を同校へ、令和2年8月13日付けで採用した。市町村立小中学校長の人事については、千葉県教育委員会行政組織規則第5条第9号により教育委員会会議の議決事項であるが、発令日までに教育委員会会議で御審議いただく暇がなく急施を要することから、同規則第6条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、決定したことを報告する。

【澤川教育長】

習志野市立第四中学校長には葛南教育事務所管理課の管理主事が後任となるが、管理課の補充等についてはどうするのか。

【教職員課長】

管理主事の抜けた後については、管理課の業務が滞ることがないように当該管理主事の事務分掌見直しを図るとともに、次長・管理課長・主席管理主事のバックアップ体制等の構築を考えている。

【教育総務課長】

当面の対応については、教職員課長の説明のとおりであるが、今後は後任の管理主事の配置について検討していく。

第3号報告は終了。

報告1 令和3年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について

【特別支援教育課長】

令和3年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について、千葉県教育委員会行政組織規則第12条「教育長専決事項」の第7号「県立高等学校及び県立特別支援学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について、教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること」に基づき、教育長専決により処理したので、その内容を報告する。

お手元の報告資料1ページを御覧いただきたい。県立特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書の採択の流れ及び特別支援学校で使用する教科用図書の種類について示したものである。特別支援学校では、児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じた特別な教育課程を編成できることから、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、学校教育法附則第9条に基づく一般図書の3種類の中から、校長が教科用図書を選定する。報告資料2ページ以降は、県立特別支援学校管理規則第14条第1項に基づく令和3年度の県立特別支援学校小学部、中学部の採択状況についてまとめたものである。事務局において、各学校から提出された教科用図書の選定理由等をもとに、児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じた選定がなされているか審査した結果、適切であるとの判断に至り、専決事項として教育長が採択した。

【澤川教育長】

県立中学校2校の教科書採択は審議事項なのに、なぜ特別支援学校の教科書採択は教育長専決となっているのか。

【特別支援教育課長】

特別支援学校の児童生徒の障害や発達の段階等は様々であり、その子供に応じた教科書が多様多様に選定される。そのため、各学校で選定した教科書を教育長専決事項として採択する。

報告1は終了

委員報告 第2回人事管理研修について

【井出教育長職務代理者】

人事管理研修会開会に当たり、教育委員会として挨拶をさせていただいた。この研修会は、人事関係者を対象として行われ、人事に関して留意していただきたい課題等について共通理解を図ることを目的に開催された。

世代交代が進む中で、次の代を担う人材の確保は極めて重要な課題であり、頻発する教職員の不祥事が県民からの教育への信頼を損ないかねないという現状から、人材の確保並びに育成がこれまで以上に重要であるという認識を持っていただくようお願いした。

委員報告は終了

<傍聴・報道 退出>

第25号議案 教育機関設置条例の一部を改正する条例の原案について

【生涯学習課長】

議案資料9-1ページを御覧いただきたい。本議案は「教育機関設置条例の一部を改正する条例の原案」について、令和2年9月定例県議会に提出することを知事に申し入れようとするものである。1の「改正概要」を御覧いただきたい。県立青少年教育施設については、現在、県内に5施設を設置しているところだが、令和2年5月27日に策定した「県立青少年教育施設の再編構想」に基づき、現行の3つの「少年自然の家」と2つの「青年の家」を5つの「青少年自然の家」に変更する。それに伴い「教育機関設置条例」の一部を改正し、さらに「千葉県県立少年自然の家の管理等に関する条例」を一部改正、「千葉県県立青年の家の管理等に関する条例」を廃止するものである。次に2の「改正理由」を御覧いただきたい。青年の家と少年自然の家については、その在り方や時代認識も設置当時のものから変化しており、必然的に転換の時期にきている。利用者においても、青年団体・少年団体・異年齢団体など、どちらの施設も幅広い層を受け入れている。これらの状況を踏まえ、5月に策定した「再編構想」に基づき、これからの県立青少年教育施設での活動は、「少年自然の家」「青年の家」の区別をなくし、地域の特徴や魅力を生かしていくための自然体験・野外活動を中心に転換を図っていくこととする。名称については、青少年を対象とした様々な体験学習を実施していくこと、地域の豊かな自然環境を生かした体験活動ができる施設ということから「青少年自然の家」とした。3の「改正内容」を御覧いただきたい。教育機関設置条例の一部を改正し、「少年自然の家」を「青少年自然の家」に改める。また、「青年の家」の項目を削除し、「千葉県県立青年の家の管理等に関する条例」は廃止する。施行年月日は、令和3年4月1日となる。なお、「千葉県県立東金青少年自然の家」については、令和8年4月1日に廃止となるが、それまでの5年間は次期指定管理者により引き続き運営を継続していく。

【佐藤委員】

青少年という場合の「青年」「少年」に関する年齢の規定はあるのか。また、今回はどのような人たちが対象となるのか。

【生涯学習課長】

少年については小中学生まで、青年に関しては捉え方がいろいろあるが、25歳までとしているものもあれば、30歳までとしているものもある。今回は少年、青年の区別なく年齢的なものを取り払って、幅広く受け入れていくことを考えている。

【澤川教育長】

以前は、青年、少年と区分し、活動内容が分かれていたが、年齢の数字的な定義はなかったと思う。今はそのような区分もなくなり、時代の流れを感じているところである。

【澤川教育長】

第25号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第25号議案は、原案どおり可決する。

第26号議案 専決処分の申し入れについて

第27号議案 専決処分の申し入れについて

教育施設課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第4号報告 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の原案について

【財務課長】

議案の21ページを御覧いただきたい。本議案については、知事からの意見聴取の回答期限が、教育委員会会議開催前であったことから教育長の臨時代理により処理し、報告議案とした。議案資料21-1ページを御覧いただきたい。条例改正の概要である。この条例は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「マイナンバー法」で規定されている事務に加え、県が独自に行う事務を条例で規定することで、マイナンバーを利用した個人情報のやり取りが可能となる条例である。令和2年度から「専攻科の生徒への修学支援」制度を創設し「奨学のための給付金」制度に専攻科が対象として追加されたが、現行条例には当該事務の定めがないため、専攻科の生徒の保護者等から課税証明書等を徴しているところであり、この度の改正は、当該事務においてもマイナンバーを取り扱うことができるよう条例に規定を追加するものである。これにより、高等学校等専攻科に在籍する生徒の保護者等からの申請時における課税証明書等の添付が省略でき、保護者等の利便性の向上が図れる。

施行期日は令和3年7月1日である。

第4号報告は終了。

9 教育長閉会宣告